平成２８年（フ）第４３２号
大阪府高石市綾園６丁目３番29号
債務者　木越　勝治
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４４１号
堺市中区陶器北1410番地　K’ｓアプローズＣ－102号
債務者　藤井　信夫
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４５８号
堺市西区浜寺石津町中４丁９番22号　石津マンション301号
債務者　山之内勇彦
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２１１号
静岡県浜松市南区古川町240番地ミュゼハウス13
債務者　三浦　敏郎
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２５８４号
大阪府寝屋川市宝町20番17号
債務者　岩本　一幸
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１０号
北海道釧路郡釧路町別保８丁目84番地
債務者　畠山　和憲
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１５７号
岡山市北区加茂1037番地44
債務者　伊丹　早紀
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７６号
岡山市中区高島２丁目５番10－４号　高島市営住宅Ｄ38番館４号、住民票上の住所岡山市中区高島２丁目５番10－４号
債務者　角野　弘明
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２０号
岡山市中区中島138番地９
債務者　楠島由起子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４９６号
東京都足立区鹿浜６丁目１－14－104
債務者　マンダク　フロリダ　カラアダ
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５６６号
東京都立川市砂川町８丁目62－４－301
債務者　李代　全伯
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５７０号
東京都渋谷区東２丁目25－36－515
債務者　太田みゑ子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６４６号
東京都中野区上高田１丁目13－７－105
債務者　遠矢ひとみ
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６５１号
東京都港区高輪２－13－８－316、住民票上の住所宮城県気仙沼市川口町１丁目46　ふなば荘２号
債務者　村上　節子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６５２号
東京都板橋区本町21－８－102
債務者　栗原　優香
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６５５号
東京都清瀬市中里２丁目1506－５－201
債務者　岩田　元弘
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部